

船橋市消防指令システム設計業務に係るプロポーザル実施要領

1 業務の目的

本プロポーザルは、船橋市（以下「本市」という）が運用している消防指令システムの更新にあたり、同システムの設計業務をプロポーザル方式で発注するため、関連システムや消防通信指令業務をはじめとした消防業務に精通した専門事業者へ委託し、調査・検討を行い、設計業務を実施することにより、消防指令システムの適切な更新を図るための業務を実施する。

2 業務概要

(1) 業務名

船橋市消防指令システム設計業務

(2) 業務場所

船橋市消防局（消防指令センター）	行田 3-1 5-4
中央消防署	湊町 2-6-1 0
本郷分署	本郷町 4 5 7-1
東消防署	習志野台 3-1 8-2 3
古和釜分署	古和釜 5 0 2-1
薬円台出張所	薬円台 5-2 4-1 4
北消防署	馬込町 9 0 2-2
三咲分署	三咲 3-6-1 4
小室出張所	小室町 3 3 2 6
夏見消防署	夏見 2-1 1-3
行田分署	行田 2-1-1
芝山消防署	芝山 1-3 9-1 0
前原分署	前原西 1-6-1
三山分署	三山 5-2 0-5
救急ステーション	金杉 1-2 1-3

(3) 業務内容

別添「船橋市消防指令システム設計業務仕様書」による。

(4) 業務委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

3 プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

価格のみによる競争では、目的を達成することが困難であることから、専門的な知識・経験及び業務に必要な分析力と企画力を有し、優れた提案を行う事業者を受託候補者として特定するため。

4 プロポーザル方式の方法及び理由

消防指令システム設計業務の実績を有する事業者が複数おり、広く提案を受け、より良い事業者を特定する必要があることから、公募型とする。

5 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュール（案）は、次のとおりとする。

(1) 公募開始	令和 8 年 4 月 8 日（水）
(2) 質問書の受付期間	令和 8 年 4 月 8 日（水）～令和 8 年 4 月 1 6 日（木）
(3) 質問書に対する回答	令和 8 年 4 月 2 1 日（火）

(4) 参加申込書受付期間	令和8年4月8日(水)～令和8年4月24日(金)
(5) 参加資格要件確認結果通知	令和8年4月30日(木)
(6) 提案書等提出期間	令和8年5月1日(金)～令和8年5月15日(金)
(7) プレゼンテーション	令和8年5月25日(月)
(8) 評価結果通知	令和8年5月28日(木)

※上記日程は事務上の都合により変更することがある。

6 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本市の令和8年・9年度業務委託の競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者ではないこと。
- (3) 参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行っている者(再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 過去5年間に下記業務と同等以上の契約を1回以上締結しており、誠実に履行していること。

高機能消防指令センターⅡ型かつ都道府県防災情報システム、または高機能消防指令センターⅢ型に関するシステム設計等のコンサルティング業務(基本設計、実施設計、調達支援等)

7 質問及び回答

(1) 質問方法

令和8年4月8日(水)から令和8年4月16日(木)までに、電子メールで質問票(様式3)に記入の上、消防局指揮指令課あてに送付すること。

電子メール送付先: sho-shirei@city.funabashi.lg.jp

電子メールの送付後、事務局指揮指令課に電話(047-435-8634)し、電子メールの到着の確認をすること。

なお、窓口、電話等での質問は受け付けない。

また、評価等に影響をおよぼすおそれがある質問(参加者数、参加者名、評価委員等)については受け付けない。

(2) 質問に対する回答

令和8年4月21日(火)に市ホームページに掲載する。

URL: <https://www.city.funabashi.lg.jp/>

なお、回答に対する再質問は受け付けない。

8 参加申込方法

参加申込書類、申込方法は次のとおりとする。

(1) 提出書類

① 参加申込書(必要事項を記入し押印)(様式1)

代表者職氏名は、船橋市競争入札参加資格者名簿に登録された契約当事者とする。

② 実績調査書(様式2)(契約書・仕様書等の写し)

ア 6.参加資格(5)に示す業務の実績について、それぞれ最大5件記載すること。

イ 業務履行実績を確認するための契約書の写しは、契約当事者名及び双方の押印、契約

件名、契約金額が確認出来るものとする。

ウ 業務実績であることの確認のため、業務内容が確認できる委託仕様書を添付すること。

(2) 提出方法

提出先 〒273-0011

船橋市湊町2丁目6番10号

船橋市消防局 指揮指令課 システム担当宛て

- ① 持参の場合 受付は土日祝日を除く午前9時から午後5時まで
- ② 郵送の場合 特定記録郵便、書留等郵送記録が確認できる方法で郵送すること。
- ③ 封書の表に「船橋市消防指令システム設計業務」関係書類在中と記載すること。

(3) 提出期限

- ① 持参の場合 令和8年4月24日（金）
（受付は土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）
- ② 郵送の場合 令和8年4月24日（金）（必着）

(4) 参加申込の承認について

参加資格要件確認の結果は、令和8年4月30日（木）に、参加資格要件確認結果通知書により通知する。

9 提案限度額

金24,420,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※消費税及び地方消費税の税率は、10%で計算すること。

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

※提案限度額を超えて提案を行った場合は、失格とする。

10 評価方法及び評価基準

評価委員会が別紙「船橋市消防指令システム設計業務事業者評価基準」に定める評価方法及び評価基準により、評価項目を総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる事業者を選定する。

11 提案書の提出

提出書類及び提出方法は次のとおりとする。

- (1) 提出部数は、正本1部及び副本10部とする。
- (2) 提出書類作成上の留意事項
提案は1提案者につき、1案とする。
使用する文字は11ポイントとする。
提出した書類の訂正・差し替え・追加は認めない。
提出した書類は返却しない。
- (3) 提出書類
 - ① 提案書（様式4）※添付書類 A4横型 横書き
 - ② 見積書（任意様式）
見積項目を明示し作成すること。※正本のみに添付
 - ③ 業務実施工程表（任意様式）
 - ④ 業務実施体制（任意様式）
 - ⑤ 技術者調査書（様式5）
- (4) 提出方法
提出先 〒273-0011

船橋市湊町2丁目6番10号

船橋市消防局 指揮指令課 システム担当宛

- ① 持参の場合 受付は土日祝日を除く午前9時から午後5時まで
 - ② 郵送の場合 特定記録郵便、書留等郵送記録が確認できる方法で郵送すること。
 - ③ 封書の表に「船橋市消防指令システム設計業務」関係書類在中と記載すること。
- (5) 提出期限
- ① 持参の場合 令和8年5月15日(金)(土日祝日を除く午前9時から午後5時まで)
 - ② 郵送の場合 令和8年5月15日(金)(必着)

12 プレゼンテーション

提案者は、提出した提案書のプレゼンテーションを実施すること。

説明資料の当日の差し替え、追加は認めない。

実施時間及び実施場所等の詳細は、参加資格要件確認結果通知書送付に合わせて、別途通知する。

- (1) 出席者
3名以内とする。
- (2) 実施方法
プレゼンテーションは本業務を受託した際に担当する予定の者が行うこと。
説明は事前に提出した提案書に基づき実施すること。
自前のパソコンでプロジェクター等を介してスクリーンに投影して説明することができる。
- (3) 実施時間
1 提案あたりの持ち時間40分とする。
(準備及びプレゼンテーション30分、質疑応答10分)
- (4) 貸出物品
机・椅子・電源・プロジェクター・スクリーン等
上記以外の物品は、参加者の負担において用意すること。
- (5) その他
提案書等に記載した担当者は、原則として変更できない。
ただし、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であることを証明し、発注者の承諾を得なければならない。

13 評価結果の通知について

評価結果は評価結果通知により、プロポーザル参加者全員に通知する。

14 評価結果の公表及び方法

評価結果は、市ホームページで公表する。

公表する項目は、評価項目、審査結果、参加者名とする。

審査の内容及び異議申し立てについては、受け付けない。

参加者が2者の場合には、受託候補者以外の参加者名は公表しない。

15 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- (1) 参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提案限度額を超えた見積を提出した場合
- (4) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合

- (5) 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合
- (6) 申し込みから契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合

16 プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後に本プロポーザルを辞退する場合には、提案書等提出期限の令和8年5月15日（金）午後5時までに辞退届（様式6）を提出すること。

辞退届の様式については、辞退の意向が示された時に提示する。

17 その他の留意事項

- (1) 参加者は、本要領に記載する一切の事項を承諾したものとする。
- (2) 本プロポーザルに係る参加者に生じる費用については、全て参加者負担とする。
- (3) 受託候補者の特定後、市との協議により仕様書の追加削除を行い、確定した仕様書により受託候補者と随意契約の見積合せを行う。
提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (4) 随意契約による見積合せ後の市との契約書の取り交わしをもって、契約は成立する。
- (5) 参加者が1者であっても評価は行う。ただし、受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者と特定しないことがある。
- (6) 提出された提案書等の書類は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。
- (7) 本プロポーザルに係る業務は、令和8年度予算が成立しない場合には実施しない。これにより参加者及び受託候補者に生じた損害について、市はその損害を一切負担しない。

18 事務局

船橋市消防局 指揮指令課 システム担当

所在地 〒273-0011 船橋市湊町2丁目6番10号

電話番号 047-435-8634

FAX 番号 047-432-8229

メールアドレス sho-shirei@city.funabashi.lg.jp

附則

（施行日）

この要領は、令和8年4月8日から施行する。